

報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩幸会の役員及び評議員に対して支給する報酬等（報酬及び費用弁償）について定める。

(業務の種類)

第2条 報酬等を伴う業務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 監事による定期的又は臨時監査
- (5) 行政機関による監査等の立会
- (6) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬額)

第3条 報酬額は、費用弁償分を含み1日を単位として次に定める額をその都度支給するものとし、前条に規定する業務が重複して執り行われる場合であっても1日として取り扱う。

区分	役員 及び 評議員		
	報酬額（日額）	費用弁償額（日額）	合計（日額）
宗像市在住者	5,000円		5,000円
その他の者	5,000円	5,000円	10,000円

- 2 旅行を伴う業務については、費用弁償に加えて旅費の実費を支給する。この場合においての旅費の実費計算は、原則として施設の住所地を拠点として行うものとする。
- 3 前項に規定する旅費の実費計算は、社会福祉法人彩幸会旅費規程（彩幸会規程第15号）を適用する。

(適用除外)

第4条 施設職員であつて法人の役員及び評議員選任・解任委員を兼務する者及び社会福祉法人彩幸会役員報酬規程（彩幸会規程第5号）で定める常勤役員については、この規程は適用しない。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項については、評議員会において決定する。

附 則

この規程は、平成24年5月24日から施行する。

2. 平成25年7月17日より本改訂版を施行する。

3. 平成29年4月1日より本改訂版を施行する。